

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：港振興業株式会社  
(法人番号8120001043144)  
業者の住所：大阪府大阪市西区九条南2-16-23
- 2 指名停止措置期間：令和2年6月4日から  
令和2年7月3日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：港振興業株式会社の元代表取締役は、架空の外注加工費を計上する方法により所得を秘匿し、平成26年7月1日から平成28年6月30日までの二か年の事業年度において、内容虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書等を提出し、税を免れたとして、令和元年11月27日、法人税法及び地方法人税法違反により大阪地方裁判所から懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1月以上9月以内</u>